

(仮称) 宮前区の「希望のシナリオ」実現プロジェクト 実施支援業務委託仕様書

1 目的

本市では、「参加と協働による地域課題解決の新たなしくみ（以下「新たなしくみ」という。）」の構築に向けて取り組んでおり、この「新たなしくみ」を検討する際の基本理念や今後の方向性などを取りまとめた「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（以下「考え方」という。）」を平成31年3月に策定した。

当該業務は、「考え方」で「区域レベルの新たなしくみ」として示される地域での多様な新しい活動や社会的な価値を生み出す基盤を創出する場（以下「(仮称) ソーシャルデザインセンター」という。）の創出に向け、昨年度実施した(仮称) 宮前区の「希望のシナリオ」実現プロジェクト（以下「実現プロジェクト」という。）で見えてきた人のつながりや区内での多様な活動の広がりを活かし、区内の活動を実際に見たり、聞いたりしながら「(仮称) ソーシャルデザインセンター」に必要な機能などについて、区民とともに検討を進めることにより、将来的に「(仮称) ソーシャルデザインセンター」の利用者となることが見込まれる区民への浸透を図るとともに、「(仮称) ソーシャルデザインセンター」の担い手を育むことを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

3 委託内容

昨年度実施した「実現プロジェクト」で見えてきた人のつながりや区内での多様な活動の広がりを活かし、「(仮称) ソーシャルデザインセンター」に必要な機能等（既存の多様な地域活動を活性化し、新しい活動や価値を生み出す仕組みなど）についての検討に係る業務を委託する。

なお、宮前区では子育て、スポーツ、環境、防犯、福祉などのさまざまな分野で新たな活動が広がってきているなか、企画立案にあたっては、地域の人が町内会・自治会をはじめとする既存の活動を着実に続けていることに留意すること。

(1) ミーティング及び現地ツアーの実施支援

昨年度の「実現プロジェクト」で見えてきた人のつながりや区内での多様な活動の広がりを活かし、「(仮称) ソーシャルデザインセンター」に必要な機能等（既存の多様な地域活動を活性化し、新しい活動や価値を生み出す仕組みなど）について検討するため、実際の活動を見聞きする現地ツアー及びミーティングの実施を支援する。

ア 企画立案

- ・ミーティング及び現地ツアーの運営手法、テーマ設定等についての企画立案を行う。

イ 対象：年代、職業、地域での活動経験などが異なる様々な立場の区民等
（区民以外の参加も可とする）

ウ ミーティングの実施

- ・メンバーを固定しない出入り自由な形式とし、検討が深まるよう、2回程度実施すること
- ・当日配布資料及びチラシ作成、物品調達などの事前準備業務、司会進行、撮影・録音など当日の運営に係る業務、摘録作成等を行うこと

エ 現地ツアーの実施

- ・複数個所を回る1日コースとし、訪問先を変えて2日程度実施すること
- ・当日配布資料の作成、調査結果の取りまとめを行うこと

オ 実施時期：令和元年7月～12月（予定）

カ 留意事項

- ・「(仮称) ソーシャルデザインセンター」の創設に向け、区民主体の自立的な取組を促すため、委託業者の同席を伴わない打合せや見学会を区民及び職員が行う可能性もあることに留意すること

(2) (仮称) 区民検討会議の実施補助

ミーティング及び現地ツアーを踏まえ、「(仮称) ソーシャルデザインセンター」に必要な機能等（既存の多様な地域活動を活性化し、新しい活動や価値を生み出す仕組みなど）について検討を深める（仮称）区民検討会議の実施を支援する。

ア 企画立案

- ・(仮称) 区民検討会議の運営・進行の企画原案は区（及び区民）が作成し、委託業者は企画原案に対する助言等を行うこと

イ 対象：年代、職業、地域での活動経験などが異なる様々な立場の区民等（区民以外の参加も可とする）

ウ 区民検討会議の実施

- ・ワークショップなど開催目的を達成するために最適な形式で1回実施すること
- ・(仮称) 区民検討会議の司会進行及びファシリテーターは職員（及び区民）が行うものとし、検討会議の総括（コメント）及び運営補助は委託業者が行うこと
- ・当日配布資料の印刷及びチラシ作成等を行うこと

エ 実施時期：令和2年1月～2月（予定）

オ 実施時間

- ・土曜・祝休日、夜間も含め、区民等が参加しやすい日時で、3時間程度

カ 人数：60名程度

(3) 検討経過のまとめ資料の作成

ミーティング及び現地ツアー、(仮称) 区民検討会議等の検討経過を資料として取りまとめ、15部印刷する。

4 他の事業との連携等

業務の遂行に当たっては、本市で実施しているコミュニティに関する事業、市民参加の取組等との整合性の確保に努めること。

5 その他

(1) 経費の負担

機材や消耗品の調達費、会場借上料、食糧費など業務に必要な経費が生じる場合は、受託者の負担とする。

(2) 著作権、所有権

成果物等の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、事業者は、成果物等のすべてについて、データでも納品し、市は業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。